

スマホ定期券実装業務受注者 募集要項

趣旨

この要項は、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会(以下「4市町村広域協議会」という。)が発注する「スマホ定期券実装業務」を委託するに際し、価格による競争のほか、より充実した業務内容も踏まえた業者選定を行うことを目的として、公募型プロポーザル方式により、受注者として契約を締結するための協議を行う事業者(以下「受注候補者」という。)を選定するため、必要な事項を定めるものである。

1. 業務概要

(1) 業務の名称

スマホ定期券実装業務(以下「本業務」という。)

(2) 業務の目的

4市町村広域協議会が指定する公共交通で利用可能な通勤・通学定期券を、スマートフォンを用いて利用するためのアプリケーションを実装し、実装後の販売等業務をアプリケーション内で完結できる仕組みを構築することを目的とする。

(3) 業務の内容

- ① スマホ定期券の実装
- ② 報告書作成
- ③ 打合せ協議

※ 実装後の定期券の販売・管理は、受注候補者が受注者となった場合に、当該受注者と別途、契約を締結するものとし、この業務には含まれない。ただし、実装後の販売・管理の内容及び手数料等については、この公募型プロポーザルにより提案すること。

(4) 業務の仕様

別紙「スマホ定期券実装業務仕様書」のとおり

2. 契約期間

契約日の翌日から令和6年2月29日まで

※ スマホ定期券の実装は令和6年2月20日までに完了すること。

3. 提案限度額

1,000,000 円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

4. 参加資格

この業務のプロポーザルに参加する資格を有する者は、次の各号に掲げる条件の全てに該当するものとする。

- (1) 自治体又は他の公共事業者において、本業務と類似する業務の受注実績があること。
- (2) 本業務の公募開始の日から契約締結の日までの期間中、4市町村のいずれかから入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 各市町村が制定する暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 4市町村のいずれの入札参加資格登録がない者(以下「入札未登録者」という。)は、次の各号に掲げる条件の全てに該当するものであること。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ② 国税等(法人税、消費税、所得税)並びに、4市町村に納税・納付義務がある場合は税の未納がないこと。

5. 選考スケジュール

公募から契約締結までのスケジュールは、以下のとおりとする。

日程	内容
令和5年12月20日	本要項の公表
令和5年12月20日～令和6年1月9日	質疑受付、及び参加申込書類の提出期間
令和6年1月11日まで	質疑に対する回答
令和6年1月11日～1月16日	提案書類の提出期間
令和6年1月17日～	受注候補者選定委員会による書類選考
令和6年1月22日	審査結果通知
令和6年1月22日以降、指定日	契約締結

6. 参加申請

(1) 申請書類

- ① 参加申込書 兼 誓約書(様式1)
 - ② 業務実績書(様式2)
 - ③ 業務の実施体制(様式3)
- ※ 入札未登録者については、以下の書類を提出すること。
- ④ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
 - ⑤ 税務署で発行する法人税・消費税の納税証明書(法人)(その3の3)

⑥ 当該市町村の税の滞納がないことを調査するための同意書(様式 4)

(2) 申請方法

電子メールにて申請すること。

E-Mail の件名を「【参加者名】スマホ定期券実装業務 公募型プロポーザル参加申請書類」とすること。

データ形式について、4 市町村広域協議会の指定する様式については Word または Excel 形式のデータと併せて原本を PDF 形式のデータにて送付すること。

※ 指定以外の方法による申請、又は申請期限後の申請は受け付けない。

(3) 提出期限

令和 6 年 1 月 9 日(火)17 時まで

7. 仕様書に関する質疑受付

仕様書の内容について、質疑がある場合は、下記の要領にて質疑すること。なお、質疑の有無及び内容は、本プロポーザルの審査に影響されない。

(1) 質疑締切: 令和 6 年 1 月 9 日(火)17 時まで

(2) 提出方法: 別添の質疑書(様式 5)により、電子メールにて提出

※ 指定以外の方法による質疑、又は受付期間後の質疑は受け付けない。

(3) 質疑回答: 令和 6 年 1 月 11 日(木)までに、参加申込書類の提出があった事業者
(以下「参加者」という。)に対し電子メールにて回答

8. 提案書類の提出

(1) 提出書類

① 参加申込書 兼 誓約書(様式1)

- 参加申し込み時と同様のものを提出すること。

② 見積書(様式 6)

- 消費税額及び地方消費税額を含まない金額を記載すること。
- 見積書の金額が、提案限度額を超過した場合は、失格とする。

③ 積算内訳書(任意様式)

- 内訳書の合計金額(税抜き)が、見積書の金額と一致していること。

④ 企画提案書類(任意様式)

⑤ 資格調書(任意様式)

- 申請時に資格取得がわかる証明書類の添付は求めないが、受注候補者となった場合に、当該証明書類の写しの提出を求める場合があるので、あらかじめ準備すること。

⑥ 受注実績のある直近の本業務の類似業務の成果がわかるもの

提出期限

令和 6 年 1 月 16 日(火)17 時まで

(2) 提出方法

電子メールにて申請すること。

E-Mail の件名を

「【参加者名】スマホ定期券実装業務 公募型プロポーザル提案書類」とすること。

※ 指定以外の方法による提出、又は提出期限後の提出は受け付けない。

9. 紙媒体による提出

前述の申請書類および提案書類は、電子データによる提出後、原本 1 部を令和 6 年 1 月 16 日(火)17 時までに、4 市町村広域協議会(富田林市産業まちづくり部道路交通課交通政策係内)へ、持参または郵送(※)により提出すること。

※ A4 サイズ、印刷の向きを縦向きとし、フラットファイル等に綴じること。

※ 書類到達の有無に関し、事務局は一切その責めを負わないので、郵送方法には特に留意すること。

10. 参加申請辞退について

本プロポーザルに参加申込を行ったのち、参加者の都合により本プロポーザルの参加を辞退する場合は、令和 6 年 1 月 16 日(火)までに辞退届(様式 7)を電子メールにて提出すること。

11. 留意事項

- ① 提出された参加申込書類及び提案書類が、次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルの参加申請を無効とする。
 - 必要書類の全部または一部について、提出期間外に提出した場合
 - 指定した提出場所以外の場所又は送付先に提出した場合
 - 異なった提出方法により提出した場合
 - 指定された様式以外の様式で提出した場合
 - 内訳書の金額が見積書の金額と異なる金額を記載した場合
 - 参加申込書類、及び提案書類に虚偽の記載があった場合
- ② 一度提出された参加申込書類
- ③ 及び提案書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ④ 事務局への提出された参加申込書類及び提案書類は返却しない。
- ⑤ 事務局が本プロポーザルの審査の目的以外で参加申込書類及び提案書類を使用することはない。ただし、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村の各自治体が定める情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として

開示の対象文書として取り扱うものとする。

- ⑥ 本プロポーザルにかかる書類の作成及び提出その他一切の費用は、参加者の負担とする。
- ⑦ 審査の公平性を著しく害する行為があった場合、その他提案にあたり著しく信義に反する行為等があると認めた場合は、当該参加者の参加申請を取り消す場合がある。
- ⑧ 提出期間内に参加申込がなかった場合、又は、提案限度額の範囲内の見積書の提出がなかった場合は、直ちに本プロポーザルの実施を中止する。

12. 受注候補者の選定

(1) 選定方法

- ① 受注候補者の選定は、参加者が提出した提案書類の内容に基づいて、4市町村の事務局職員(各部長級及び課長級職員)で構成するスマート定期券実装業務受注候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)による選定とする。
- ② 受注候補者の選考は匿名で行う。

(2) 選定委員会について

提案書類の提出後、選定委員会委員による書類選考により実施する。

(3) 留意事項

- ① 選定委員会は書類審査とする。
- ② 提案書類以外の追加資料提出は一切認められない。また、選定委員及び事務局から追加書類の提出も求めない。

(4) 選定手続

- ① 見積書金額を40点満点、業務実績・資格・実施体制・企画提案・工程管理を60点満点とし、合計100点満点で競うものとする。
- ② 参加者が提出した提案書類の内容について、選定委員が「スマート定期券実装業務プロポーザル審査基準」に基づき審査し、各選定委員の評価点の平均が最も高かった参加者(以下「最高評価者」という。)を受注候補者とし、次に高かった参加者を次点とする。
- ③ 最高評価者が複数の場合は、企画提案の評価点が最も高かった者を受注候補者とする。ただし、企画提案の評価点が最も高かった者が複数の場合は、くじにより受注候補者を決定するものとする。
- ④ 最高評価者の評価点が70点未満であった場合は、受注候補者を決定しない場合がある。

(5) 選定基準

「スマート定期券実装業務プロポーザル審査基準」を参照のこと。

(6) 参加者が1者の場合の取り扱い

当該参加者が提出した提案書類の審査において、各選定委員の評価点の平均が70点以上であった場合、当該参加者を受注候補者と決定する。

13. 審査結果通知

応募のあった全ての参加者に、審査結果を文書で通知するとともに、全参加者への通知後に富田林市ウェブサイトにて、選定結果及び評価結果を公表する。

14. 契約手続等

本プロポーザルにより受注候補者となった者は、業務内容に関する協議を行ったのち、再度、見積書その他 4 市町村広域協議会が必要とする書類を徴収したうえで、4 市町村広域協議会を発注者として、随意契約により業務委託契約を締結するものとする。

4 市町村広域協議会と協議が調わなかったときは、契約を締結する資格を失うので、留意すること。この場合において、次点の参加者が受注候補者となり、以下同様とする。

15. その他

本実施要領に掲げる手続き方法等について質問がある場合は、下記問い合わせ先まで連絡するものとする。ただし、仕様書に関する質疑については、前述の方法に従って行うものとする。

本実施要領に定めのない事項については、富田林市が定める「競争入札の心得」の規定、及び、競争入札執行の手続きを準用するものとする。

※ 富田林市の「競争入札の心得」は、富田林市ウェブサイトの「契約検査課」のページにおいて公表している。

【お問い合わせ先】

4 市町村広域協議会事務局

所在地 :〒584-8511 富田林市常盤町1番1号

富田林市役所 産業まちづくり部 道路交通課 交通政策係内

電話番号:0721-25-1000(内線 416・417)

E-Mail :komibus4@city.tondabayashi.lg.jp